

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等（案）に関する意見募集の結果について

令和7年6月11日
厚生労働省医政局
研究開発政策課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第一条第二号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等（案）について、令和7年4月28日（月）から同年5月27日（火）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>mRNA ワクチンなど核酸技術の導入には以下を強く求めます：</p> <ul style="list-style-type: none">副反応報告の徹底と透明性の確保国民・遺族の声を反映する制度設計若年層などへの接種は慎重に判断ワクチンと治療薬の明確な区別科学の限界を認識し、自然との調和を尊重 <p>目的は「1人の命も奪わない」倫理を守り、国民の信頼と安全を確保することです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>法の対象から除外するものは、本邦の医薬品医療機器等法の特例承認制度と同範囲の外国（アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ及びフランス）において承認を受けたワクチンのうち、感染症の蔓延の防止のため必要なものとして厚生科学審議会感染症部会及び再生医療等評価部会の意見を聴いた上で厚生労働大臣が定めるものに限定することとしています。</p>